

学校給食の牛乳に関する陳情について

教育委員会に提出のあった学校給食の牛乳に関する陳情を請願として取り扱い、審議のうえ採択したことについて報告する。

1 請願主訴

- 学校給食の牛乳を、診断書なしでも可能な選択制にして、食品ロスを削減してください。

2 経過

- 8月12日請願書受理
- 8月22日教育委員会第15回定例会審議
- 9月29日教育委員会第16回定例会審議 採択

3 議論

- 現状の確認
 - 食物アレルギー及びそれ以外の事由でも医師の証明(学校生活管理指導表※または医師の診断書)と飲用牛乳停止届があれば牛乳の提供を停止することが可能
 - ※学校生活管理指導表…学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するもの
 - 令和4年9月現在の児童生徒の提供停止人数は116人(1.17%)
 - 令和3年度の牛乳残量は1日平均292.9g(13.4%)
 - 26市の中で食物アレルギー以外の事由で医師の証明を不要としているのは12市
- 会議意見
 - 廃棄の量が多いのは問題で、飲めないのに診断書が無い理由で停止できない子どもがいるのではないか
 - 身体的、体質的に飲めない事情がある場合、担任、栄養教諭と十分話をしてもらって医師の診断書がなくてもよいようにするのも必要
 - 停止にあたり費用がかかる診断書を要求するのはどうか
 - 食物アレルギーや体質以外の理由で停止を希望することもでてくるのが心配
 - 停止届は家庭から提出するため、停止するにあたり親子で話し合った際にデメリットを周知することも食育につながる
 - 牛乳の意義(カルシウムの摂取)は食育で行う
 - 今回の対応は保護者と学校との信頼関係に結び付くもの

4 結論

- 採択